

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

（基本方針の策定及び公表）

当社は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとします。当社は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表するものとします。

（反社会的勢力でない旨の確約）

当社は、顧客との間で初めて金融商品取引を行おうとするときは、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければなりません。ただし、既に当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けている場合はこの限りではありません。

（反社会的勢力を排除するための契約の締結）

当社は、顧客との間で金融商品取引を行う場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めます。

- (1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。
- (2) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。
- (3) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。

（審査の実施）

当社は、初めて金融商品取引を行おうとする顧客について、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めます。当社は、金融商品取引に関する顧客について、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めます。当社は、前2項に定めるもののほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客について反社会的勢力に該当するか否か審査します。

（契約の禁止・関係の解消）

当社は、審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引を行いません。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。当社は、審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消します。

（業務執行組合員等の確認）

当社は、金融商品取引を行うまでに、当該取引の対象となる有価証券に関する業務執行組合員、営業者又は業務執行社員等が、反社会的勢力に該当していないことを確認するよう努めます。

（情報の収集）

当社は、反社会的勢力に関する情報収集に努めます。

（研修等の実施）

当社は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓発に努めます。

（社内管理体制の整備、充実）

当社は、基本方針を実現するため、本規程を制定し、これを役職員に遵守します。当社は、本規程に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理体制の整備に努めます。当社は、反社会的勢力との関係を遮断するための管理体制について、定期的に検査を行います。

（警察等との連携・協力）

当社は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めます。当社は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めます。